

定例監査及び行政監査結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果及び同条第2項の規定に基づく行政監査の結果（令和6年6月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和6年8月8日

山形市監査委員 玉田芳和
同 伊藤明彦
同 浅野弥史

(様式)

済 管 第 3 5 1 号

令和 6 年 7 月 2 4 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤孝弘

市立病院済生館定例監査及び行政監査結果に係る措置状況（通知）

令和 6 年 6 月 2 8 日付けで通知のあった定例監査及び行政監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 行政監査

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
管理課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 山形県自治体病院協議会の経理事務において、次のようなものがあった。 (1) 支出決定伺票に記載された金額と請求書金額が異なるもの (2) 研修会の研修費が、請書に記載された期日までに支払われていないもの	1 (1) 今後は、複数人での確認作業を行うなど、適切な事務執行を行います。 (2) 今後は請書を確認し、適切な事務執行を行います。